



島根県報

平成18年 3 月31日 (金)
号外 第 69 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

県有自動車管理規則の一部を改正する規則	(会 計 課)	1
島根県用品等取扱規則の一部を改正する規則	(")	2

訓 令

島根県会計事務決裁規程の一部改正	(会 計 課)	4
------------------	---------	---

公布された条例等のあらまし

県有自動車管理規則の一部を改正する規則 (規則第49号)

1 規則の概要

- (1) 組織の改編に伴う規定の整理 (第 2 条・第 6 条関係)
- (2) 庁用車の使用に要する経費を当該庁用車を使用した者の所属する課等において負担しないこととした。
(第15条関係)
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成18年 4 月 1 日から施行することとした。

島根県用品等取扱規則の一部を改正する規則 (規則第50号)

1 規則の概要

- (1) 題名を改正することとした。
- (2) 燃料油、電子計算機及び共通経費の定義を定めることとした。(第 2 条関係)
- (3) 燃料油の購入単価の決定等は、会計課長が行うこととした。(第 3 条 - 第 5 条関係)
- (4) 指定消耗品の購入単価の決定等は、会計課長、隠岐支庁長、県民センター所長又は県民センター各事務所長(以下「会計課長等」という。)が行うこととした。(第 8 条・第 9 条関係)
- (5) 電子計算機の購入価格の決定等は、会計課長が行うこととした。(第17条 - 第19条関係)
- (6) 共通経費の契約金額の決定等は、会計課長等が行うこととした。(第20条関係)

2 施行期日

平成18年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

県有自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第49号

県有自動車管理規則の一部を改正する規則

県有自動車管理規則（昭和38年島根県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 課等 島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）第12条第1項及び第2項に規定する課等、同規則第17条に規定する地方機関（家畜保健衛生所及び県立病院を除く。）、県民センター各事務所、農林振興センター各事務所、東部農林振興センター松江農業普及部安来支所、西部農林振興センター県央事務所農業普及部大田支所、農林振興センター家畜衛生部、東部農林振興センター中海干拓営農部、畜産技術センター育種改良部（繁殖技術グループを除く。）、水産技術センター内水面浅海部、水産技術センター栽培漁業部、島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第8号）第6条に規定する課、教育事務所、埋蔵文化財調査センター、同規則第15条に規定する教育機関、県立の高等学校、盲学校、ろう学校若しくは養護学校（以下「県立学校」という。）、県議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局又は労働委員会事務局をいう。

第2条第3号を次のように改める。

- (3) 庁用車 県有自動車のうち、庁用車管理者（出納局会計課長（以下「会計課長」という。）、隠岐支庁長、県民センター所長、県民センター各事務所長、雲南県土整備事務所長及び県央県土整備事務所長をいう。以下同じ。）が集中管理する自動車をいう。

第2条第4号中「県有自動車」の次に「で課等の長が管理する自動車」を加える。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第6条第2項を次のように改める。

- 2 庁用車の鍵は、運行管理担当者（出納局会計課自動車管理グループリーダー、隠岐支庁県民局会計グループ課長、東部県民センター総務管理部会計グループ課長、西部県民センター総務企画部会計グループ課長、県民センター各事務所会計グループ課長、西部県民センター県央事務所川本駐在グループ課長、雲南県土整備事務所仁多土木事業所業務グループ課長及び県央県土整備事務所大田事業所業務グループ課長をいう。以下同じ。）が保管するものとする。

第9条第1項中「農業改良普及員、林業改良普及員等」を「農業普及員、林業普及員等」に改める。

第15条第1項及び第2項を削り、同条第3項を同条とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

島根県用品等取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第50号

島根県用品等取扱規則の一部を改正する規則

島根県用品等取扱規則（平成13年島根県規則第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県物品等調達規則

第1条中「用品」を「燃料油」に、「及び複写機」を「複写機、電子計算機及び共通経費」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 燃料油 県において使用する燃料油で、出納局会計課長（以下「会計課長」という。）が購入単価及び購入先を決定し、支払うものをいう。

第2条第2号中「用品」を「燃料油」に、「出納局会計課長（以下「会計課長」という。）」を「会計課長、隠岐支庁長、県民センター所長又は県民センター各事務所長（以下「会計課長等」という。）」に改め、同条第3号中「であって」を「で」に改め、同条第4号中「会計課長、隠岐支庁長又は総務事務所長（以下「会計課長等」という。）」を「会

計課長等」に改め、同条中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

- (5) 電子計算機 県において使用する電子情報処理組織に接続される電子計算機で、会計課長が購入単価及び購入先を決定するものをいう。
- (6) 共通経費 新聞購読料、放送法（昭和25年法律第132号）第32条第 2 項に規定する受信料及び有線テレビジョン放送の利用料で、会計課長等が契約金額及び契約先を決定し、支払うものをいう。

第 2 章を次のように改める。

第 2 章 燃料油

（燃料油の購入単価及び購入先の決定等に係る行為）

第 3 条 契約に関する行為を部局の長に委任する規則（昭和31年島根県規則第15号）第 2 号、知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則（昭和46年島根県規則第78号）第 5 号又は知事の権限の一部を島根県警察本部長に委任する規則（昭和46年島根県規則第79号）第 5 号の規定により部局の長に委任された行為又は教育委員会教育長若しくは警察本部長に委任された権限のうち、燃料油の購入単価及び購入先の決定及び変更に係る行為については、会計課長が行った当該行為は、部局の長、教育委員会教育長又は警察本部長が行ったものとみなす。

（燃料油の使用実績の通知）

第 4 条 会計課長は、燃料油の毎月の使用実績を関係する本庁等の長に通知するものとする。

（燃料油の使用）

第 5 条 燃料油の使用の手続については、会計課長が別に定める。

第 6 条及び第 7 条 削除

第 8 条中「（昭和31年島根県規則第15号）」、「（昭和46年島根県規則第78号）」及び「（昭和46年島根県規則第79号）」を削り、「会計課長」を「会計課長等」に改める。

第 9 条第 1 項中「会計課長は、毎会計年度ごとに」を「会計課長等は、」に改め、同条第 2 項中「会計課長」を「会計課長等」に改める。

第15条中「速やかに」の次に「関係する」を加え、「関係する」を削る。

第17条中「用品」を「燃料油」に、「及び複写機」を「、複写機、電子計算機及び共通経費」に改め、第 6 章中同条を第21条とする。

第 6 章を第 8 章とし、第 5 章の次に次の 2 章を加える。

第 6 章 電子計算機

（電子計算機の購入価格及び購入先の決定等に係る行為）

第17条 契約に関する行為を部局の長に委任する規則第 2 号又は知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則第 5 号の規定により部局の長に委任された行為又は教育委員会教育長に委任された権限のうち、電子計算機の購入価格及び購入先の決定及び変更に係る行為については、会計課長が行った当該行為は、部局の長又は教育委員会教育長が行ったものとみなす。

（電子計算機の購入価格及び購入先の決定等の通知）

第18条 会計課長は、電子計算機について購入単価及び購入先の決定又は変更をしたときは、速やかに関係する本庁等又は部局の長に通知しなければならない。

（電子計算機の購入）

第19条 電子計算機の購入方法については、会計課長が別に定める。

第 7 章 共通経費

（共通経費の契約金額及び契約先の決定等に係る行為）

第20条 契約に関する行為を部局の長に委任する規則第 2 号又は知事の権限の一部を島根県教育委員会教育長に委任する規則第 5 号の規定により部局の長に委任された行為又は教育委員会教育長に委任された権限のうち、共通経費の契約金額及び契約先の決定及び変更に係る行為については、会計課長等が行った当該行為は、部局の長又は教育委員会教育長が行ったものとみなす。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の島根県物品等調達規則の規定は、平成18年度以降の燃料油、指定消耗品、車両、複写機、電子計算機及び共通経費に関する事務について適用し、平成17年度の用品、指定消耗品、車両及び複写機に関する事務については、なお従前の例による。

訓 令

島根県訓令第24号

会計課
審査課

島根県会計事務決裁規程（昭和47年島根県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条第6号を次のように改める。

(6) 管理監 島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号。以下「組織規則」という。）第16条第2項に規定する管理監をいう。

第2条第7号中「第20条第1項」を「第16条第1項」に改める。

第9条の表出納長の項中「副参事」を「管理監」に改める。

別表第3第1号グループリーダー専決事項の欄中「、庁用乗用自動車使用料」及び「（用品調達等特別会計から支出するものを除く。）」を削る。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。